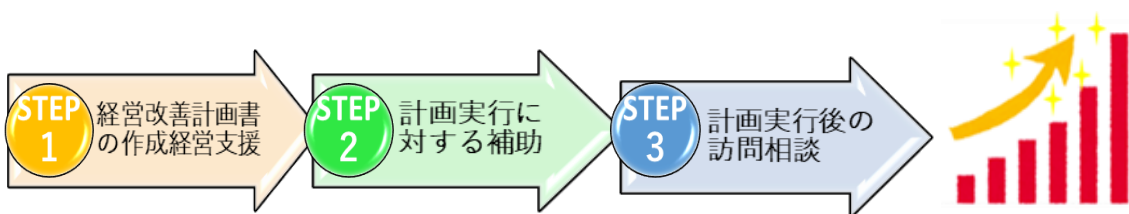


令和8年度 小規模事業者等経営改善補助金 募集案内

- 経営力強化に取り組む区内の小規模事業者等が、計画作成を通して経営を客観的に見直すとともに、収益を得るために必要となる設備投資や店舗改修、工場の操業環境の改善に要する経費の一部を補助することで、小規模事業者等の競争力を強化することを目的としています。
- 経営改善計画書の提出後、区が審査を行います。認定となった場合、採択された経営改善計画を実行していただき、区が実施の状況を評価します。着実に計画を進めた事業者に区が補助金を交付するとともに、次の3つの支援を行います。



※区の認定日から令和9年2月28日までに契約（発注含む）・支払・納品を完了したものが補助金の対象経費となります。契約・支払・納品が区の認定日前のもの（事前購入）、令和9年3月1日以降のものは補助金の対象経費となりません。

足立区産業経済部
産業振興課 ものづくり振興係

手続きの流れ

4月1日(水)～12月28日(月)
※オンライン・FAX・窓口にて受付
窓口は平日のみ受付

相談予約
[相談予約票・下書きをした申請書の提出]

作業環境改善費補助コースの場合、区役所職員が企業を訪問し、事前現地調査を実施します。(必須)

4月1日(水)～翌1月29日(金)

計画書作成相談
[作成相談は必須です]

区役所にて区の相談員が計画書の作成相談に応じます。

5月1日(金)～翌1月29日(金)
※予算額に達し次第受付終了

認定申請書提出

申請書提出後約1ヶ月で
認定・不認定の通知発送

書類審査



認定通知

契約(発注含む)・支払・納品は認定
日から令和9年2月28日(日)まで

認定事業実施

作業環境改善費補助コースの場合、区役所職員が企業を訪問し、認定事業の実施状況を確認するため、現地調査を実施します。(必須)

令和9年3月5日(金)まで

交付申請書提出

交付決定通知

令和9年3月中旬まで

請求書兼口座振込依頼書
提出

補助金は後払いとなります。

依頼書提出後、約1ヶ月後振込み

補助金交付

令和9年(予定)

現地確認

区の相談員が現地を訪問し、計画の実施状況や購入をした物品の使用状況を確認します。



令和10年3月頃(予定)

実績報告

※上記提出期限は厳守

1 コース

コース	機械設備等購入費補助	店舗改修費補助	操業環境改善費補助
予算枠	400件程度		2件程度
対象事業	生産力・販売力向上を目的とした設備、備品等の購入、設置工事、修理又は改造を行う事業	集客力向上を目的とした設備、備品等の購入又は店舗改修を行う事業	操業環境の改善・生産力向上を目的とした近隣住民への配慮のための防音、防臭、防振等の工場改修並びに工場改修に伴う設備等の更新及び導入を行う事業
対象経費	①機械設備等購入費 ②機械設備等リース料 ③機械設備等設置工事費 ④機械設備等修理費・改造費 ⑤機械設備等維持費	①機械設備等購入費 ②機械設備等リース料 ③機械設備等設置工事費 ④機械設備等修理費・改造費 ⑤機械設備等維持費 ⑥設計工事費 ⑦店舗デザイン相談費	①工場改修費 ②工場改修に伴う設備更新費・導入費
	※①～⑤は対象経費となる機械設備等に係るもの ※区の認定日から令和9年2月28日までに契約（発注含む）・支払・納品を完了したものが補助金の対象経費となります。契約・支払・納品が区の認定日前のもの（事前購入）、令和9年3月1日以降のものは補助金の対象経費となりません。		
交付額	区内調達：5万円～上限250万円 区外調達：5万円～上限150万円		40万円～上限250万円
補助割合	区内調達：2/3 区外調達：1/2		1/2

※店舗改修…商業（卸売業、小売業）またはサービス業を行うために不特定多数のお客様が来店し、現在直接使用されている建物に対して設計工事、機械設備等の設置・修理・改造等を行うこと（店舗の新規設置は除く）

※店舗例……肉屋・八百屋・魚屋などの小売店、喫茶店、美容院など

※「区内調達」「区外調達」について

申請書（経営改善計画書）にある見積書合計額の <u>50%以上</u> が区内事業者によるものの場合	「区内調達」扱いになります。
申請書（経営改善計画書）にある見積書合計額の <u>50%未満</u> が区内事業者によるものの場合	「区外調達」扱いになります。

※「区内調達」「区外調達」と補助金額との関係

認定申請時	交付申請時	補助金額
区内調達	区内調達	「区内調達」扱いになります。
区内調達	区外調達	認定申請は「区内調達」扱いになりますが、交付申請（交付額）は「区外調達」扱い（要計画変更申請）になります。
区外調達	区内調達	原則、交付申請（交付額）は「区外調達」扱いになります。ただし、契約（発注含む）・支払・納品の前に計画変更申請をすれば「区内調達」扱いに変更できます。 ※契約・支払・納品後の計画変更申請はできません。
区外調達	区外調達	「区外調達」扱いになります。

注：区内調達、区外調達の調達先事業者は、対象経費となる商品・サービスの提供を生業とし、対象経費となる商品・サービスの提供に係る経営実態・取引実績が明確であることを条件とします。必要に応じて、調達先事業者が当該業務を生業としている根拠資料を提出いただきます。

2 申請要件

次の各要件を全て満たす小規模事業者等（中小企業基本法の規定を準用）

機械設備等購入費補助・店舗改修費補助	操業環境改善費補助
<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業・建設業・運輸業・その他の場合は従業員数30人以下、商業又はサービス業の場合は従業員数10人以下であること。 ・ 申請時点において、足立区で継続して1年以上同一の事業を営む個人又は法人（足立区を本店の所在地とする登記を行って1年以上経過して、1年以上事業を営む者に限る。）であること。 ・ 経営改善計画書で定めた機械設備等の設置や店舗の改修などを申請時点で開設後1年以上経過している足立区内の事業所及び店舗で実行すること。 ・ 住民税、個人事業税、法人都民税、法人事業税を滞納していないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械等修理業の場合は従業員数10人以下、製造業の場合は従業員数30人以下であること。 ・ 申請時点において、足立区で継続して3年以上同一の製造業・機械等修理業を営む個人又は法人（足立区を本店の所在地とする登記を行って3年以上経過して、3年以上事業を営む者に限る。）であること。 ・ 経営改善計画書で定めた工場の改修や設備の更新などを申請時点で開設後3年以上経過している足立区内の事業所及び工場で行うこと。 ・ 住民税、固定資産税、個人事業税、法人都民税、法人事業税を滞納していないこと。
各コース共通	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者以外の事業者）が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していないこと。 ・ 大企業が複数の事業者と発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していないこと。 ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。 ・ 大企業が実質的に経営に参画していないこと。 ・ 前年度に本補助金の交付を受けていないこと。 ・ 過去に本補助金の交付を受けている場合、当該交付に係る実績報告書など、区が求めた書類、証明書等を提出していること。 ・ 経営改善計画書で定めた経費について、国・地方公共団体・これらに準じる公的機関から類似する補助金の交付を受けておらず、かつ受ける見込みがないこと。 ・ 当該年度において足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。 ・ チェーン店、フランチャイズ店ではないこと。 ・ 経営改善計画書で定めた計画内容に関し、法令等に抵触していないこと。 ・ 経営改善計画書で定めた計画内容に関し、許認可等を取得していること。 ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に定める営業を営む者又は当該営業を営む者で構成された団体でないこと。 ・ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行為を行った団体又はこれらの団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体若しくは個人でないこと。 ・ 足立区暴力団排除条例に基づく暴力団、暴力団員に該当しないこと。 	

※従業員数は労働基準法で定める「常時使用する従業員の数」のことであり、パート社員やアルバイト社員であっても同法で「常時使用する従業員」に該当する場合は従業員に含まれます。必要に応じて賃金台帳などで、勤務実態をもとに従業員数を確認させていただきます。

※機械設備等購入費補助・店舗改修費補助にある「申請時点において、足立区で継続して1年以上同一の事業を営む」の「1年」、操業環境改善費補助にある「申請時点において、足立区で継続して3年以上同一の製造業・機械等修理業を営む」の「3年」は、開業届や登記上の設立日に加え、実際に営業を開始した日（商品・サービスの提供を開始した日など）も含めて判断します。要件を満たさない場合は対象外となります。

3 中小企業相談員による経営改善計画書作成相談（必須・予約制）

経営改善計画書の完成に向け、区の中小企業相談員による申請前の相談（予約制）が必要です。予約時に、相談予約票および下書きをした申請書（経営改善計画書及び確認書）を提出してください。内容確認後、区の担当より、相談日時について折り返しご連絡いたします。

操業環境改善費補助については、予約票の提出は必要ありません。まずはご連絡ください。

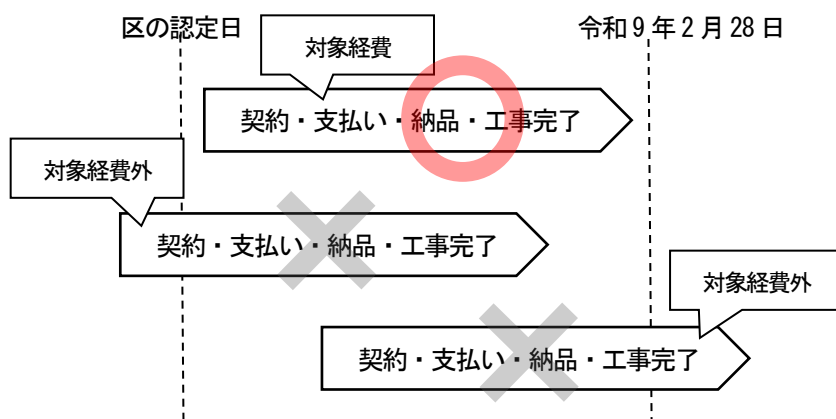
なお、相談時の経営改善計画書の説明者は、代表者または事業所内の担当者（従業員）に限りま

す。代表者・担当者の出席や説明がない場合、再相談となることがあります。

相談予約票提出期間	令和8年4月1日（水）～令和8年12月28日（月）
相談期間	令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）
相談時間	平日10：00～、13：00～、14：30～（相談時間は1時間程度）
予約時の提出物	A 相談予約票（記入済のもの） B 下書きをした申請書（経営改善計画書及び確認書）
相談時の提出物	B 下書きをした申請書（経営改善計画書及び確認書） C 直近の確定申告書（決算書含む） D 見積書等
相談時の説明者	代表者または担当者（社内の方）

4 申請時の留意事項

- (1) 区の認定日から令和9年2月28日までに契約（発注含む）・支払・納品を完了したものが補助金の対象経費となります。契約・支払・納品が区の認定日前のもの（事前購入）、令和9年3月1日以降のものは補助金の対象経費となりません。



- (2) 書類に不備または記入もれがないように記入してください。
 (3) 経費の見込額には、見積書等（項目ごとにメーカー名・型番等の記載があり、金額の算定根拠が分かるもの）で内容が明確かつ適正に示された金額を記入してください。支払条件が「現金払い」のもの、日付や見積発行者名が不明なものは受付不可となります。

XX年XX月XX日
発行者：株式会社〇〇

見積書

有限会社△△様
支払条件：口座振り込み

メーカー	商品名	型番	単価	数量	金額
〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇	〇〇〇
△△	△△△	△△	△△	△	△△△

見積書

支払条件：現金払い
一式 〇〇〇円

- (4) 経費は経営改善に資するものが対象となります。経営改善との関連性のない既存設備の更新、既存経費の補填は対象外となります。
- (5) 申請者による自己取引、申請者の親族が経営する事業者との取引、実質的に申請者の経営に参画している事業者との取引は対象外となります。
- (6) 区の判断により、必要に応じて、経営改善計画書の内容に関して法令等に抵触しないことを証する資料、資格・許認可等を証する資料、経営実態や対象経費を確認するための資料等

を提出いただきます。

- (7) 店舗を改修する場合の店舗デザイン相談報告書や改修承諾書など、必要に応じて、補足説明資料を添付いただきます。
- (8) 提出した書類・資料等はお返しいたしません。また、一度提出した書類の訂正や差し替えはできません。
- (9) 必要に応じて、事業内容について実地調査等を行います。なお、**操業環境改善費補助は、相談前と認定後の実地調査が必須です。**
- (10) 申請書提出時には、**代表者または担当者（従業者）がお越してください。ただし、機械設備等購入費補助コース・店舗改修費補助コースの場合は郵送での提出も可能です。どちらの場合も必ず事前にお問い合わせください。**
- (11) 申請にかかる費用（資料作成費、交通費など）は、全て申請者の負担となります。
- (12) 申請内容は非公開としますが、一部、概略を広報などに掲載する場合があります。申請内容に関する秘密事項は、申請者自身であらかじめ法的保護などの対応をお願いします。

5 審査方法

提出された申請書を次の認定基準に基づいて採点し、一定基準以上の評価を受けた計画を認定いたします。

現状に対する認識	自社の事業概要を把握し、強みや弱みを適切に認識しているか
課題の把握	課題の把握が明確になっているか
目標	目標は現状を踏まえ、課題を解決する内容となっているか
事業計画	取組事項の計画内容と財務目標が合致しているか
効果	2年後の営業利益の状況及びその算出根拠の妥当性はどうか
企業の経営状況	経営状況が良好であり、事業の持続可能性はあるか
補助金の必要性	補助金を有効に活用できる計画であるか
経営改善に対する姿勢	経営改善計画書の全体をとおして経営改善に対する意欲の高さを感じるか

※経営者や従業員による接待を伴う事業など、顧客の射幸心をあおる事業や奢侈性の高い事業については、本補助金の趣旨に基づき申請内容を審査します。

※単なる既存設備の更新、既存経費の補填に係る事業についても、本補助金の趣旨に基づき申請内容を審査します。

※過去に採択を受けた申請者については、過去の事業と今回の事業との相違点や過去の事業が経営改善に果たした効果なども含めて申請内容を審査します。

6 審査結果の通知

審査の結果は、区から申請者あてに通知します。通知書が届きましたら、次の点にご留意ください。

- 「小規模事業者等経営改善補助金認定通知書」（以下「認定通知書」という）が届いた場合
 - (1) 計画を実行し、補助対象経費の契約・支払・納品を完了した後に、交付申請書を提出できます。
 - (2) 審査の結果、補助対象経費は申請書記載の金額に満たないことがあります。
 - (3) 申請時よりも補助対象経費の支払い額が上回った場合でも、認定通知書に記載された金額が交付限度額です。
 - (4) 選考の経過や認定の理由等に関する問い合わせには一切応じられません。
- 「小規模事業者等経営改善補助金不認定通知書」が届いた場合
選考の経過や不認定の理由等に関する問い合わせには一切応じられません。

7 交付申請書の提出

補助対象経費の契約・支払・納品完了後、「小規模事業者等経営改善補助金交付申請書」（以下「交付申請書」という）を区に提出いただきます。複数回に分けての提出はできません。

(1) 添付書類

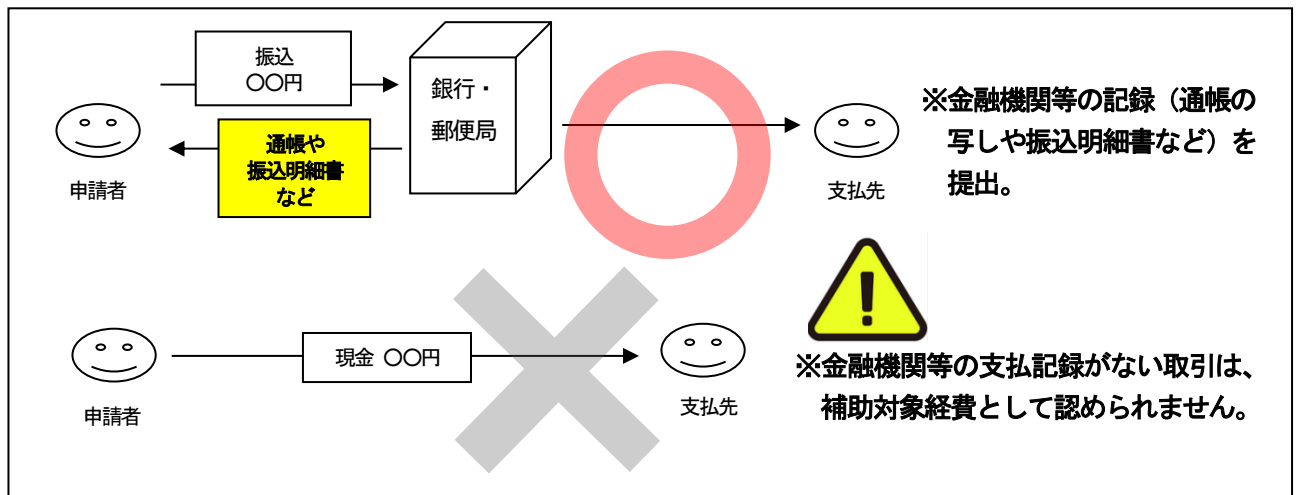
交付申請書に支払等を証明する書類を添付して提出してください。証明書類が不足する場合や支払行為の内容・時期が確認できない場合は、補助対象となりません。

(2) 提出時期

交付申請書は対象経費の契約・支払・納品完了後、速やかに提出してください。

(3) 補助対象経費の支払い方法

金融機関等に支払記録が残る方法（振込払いなど）としてください。交付申請書とともに、金融機関等の支払記録（通帳の写し、振込明細書、当座勘定照合表など）を提出いただきます。金融機関への振り込みを行わない場合は、クレジットカード会社や電子マネー運営会社などの決済機関を通じ、支払記録を提出してください。金融機関や決済機関の支払記録がない取引（同一取引先に対し50万円以上の現金払い（分割払いを含む）は、補助対象経費として認められません。



8 交付決定

提出された交付申請書を区が確認します。計画実施状況が良好な場合、補助金額を決定し、「小規模事業者等経営改善補助金交付決定通知書」（以下「交付決定書」という）により、補助金交付対象者に通知します。確認の結果、補助金額が申請時の希望額に満たないことがあります。

9 補助金の請求

交付決定書とともに「小規模事業者等経営改善補助金請求書兼口座振込依頼書」をお送りしますので、区の指定した期日までに補助金の交付請求を行ってください。振込先は個人事業者の場合は事業主本人名義、法人の場合は会社名義の口座を指定してください。それ以外の口座の指定はできません。

10 申請後の留意事項

- (1) 補助金の交付を受けた後、区から報告等を求められた場合は、区の指定した方法により事業活動の内容を報告していただきます。
- (2) 次に該当した場合、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。（補助金交付候補となっている場合は、補助金交付候補の決定を取り消します）また、すでに交付された補助金がある場合は、足立区小規模事業者等経営改善補助金交付要綱に基づき、補助金額の全額または一部を返還していただくことがあります。

- ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 対象事業の認定、補助金の交付決定の内容、これらに付した条件、その他法令又は補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- エ 機械設備等の区外設置や区外店舗の改修など、区外での計画実行が判明したとき。
- オ 補助金の交付を受ける事業の経費について、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる公的機関から類似の補助金の交付を受けていること又は受ける見込みがあるとき。
- カ 補助金の交付決定又は対象事業の認定を受けた単年度において足立区新製品・新事業開発補助金交付要綱に基づく足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていることが判明したとき。
- キ 口座振込依頼書を期限までに提出しないとき。
- ク 取得財産等の設備等の処分を区長の承認を得ずに行ったとき。
- ケ 当補助金の申請要件に該当しないことが判明したとき。
- コ 当補助金の取下届出書の提出があったとき。
- サ 補助金の交付決定に係る事業の実施において、補助金交付申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき。
- シ 取得財産を補助金の交付の目的に反して使用・譲渡・売却・交換・貸し付け・取り壊し・廃棄・担保にしたとき。

- (3) 補助金交付候補となった計画を中止または変更する場合は、すみやかに区の指定する様式による届出が必要です。事前に区の事務局までご連絡ください。
- (4) 補助金の交付を受けた計画にかかる経理について、帳簿や支出根拠となる証拠書類は経営改善計画完了後5年間、管理・保管する義務を負っていただきます。
- (5) 補助金の交付を受けた計画内容（個人情報・機密事項を除く）の概略を、区は広報等で公表する場合があります。
- (6) 補助事業が完了した翌年度に、必要な書類を添えて、実績報告書を区に提出していただきます。

1 1 補助対象経費にならないもの

- (1) 区の認定日前に契約（発注）・支払・納品をしたもの（事前購入）。令和9年3月1日以降に契約（発注）・支払・納品をしたもの。
- (2) 対象経費となる商品・サービスの提供を生業としない調達先事業者との取引によるもの。対象経費となる商品・サービスの提供に係る経営実態・取引実績が不明確な調達先事業者との取引によるもの。（必要に応じて、調達先事業者が当該業務を生業としている根拠資料を提出いただきます。）
- (3) 申請者による自己取引、申請者の親族が経営する事業者との取引、実質的に申請者の経営に参画している事業者との取引によるもの
- (4) 今回の経営改善以外にも汎用的な（当補助金の目的以外の）使い方ができるもの。

ア IT関連用品

パソコン、タブレット端末、スマートフォン、記憶装置（ハードディスクなど）、周辺機器、事務用ソフトウェアを含んだ機械（ソフトウェアのみも不可）。

ただし、キャッシュレス決済端末やレジスター、機械装置等の稼働に不可欠なパソコン・ソフトウェア（機械制御用パソコンやCAD/CAM用ソフトウェア）などはこの限りではありません。判断が難しい場合は、事前相談ください。

イ 事務用品・事務機器

電話機（FAX含む）、事務用プリンター、コピー機、複合機、テレビ（モニターも含む）、車両運搬具（フォークリフト、キッチンカーを除く）、バイク、自転車、業務スペ

ース以外に設置するエアコン

ウ その他

消耗品費、原材料費、人件費、旅費交通費、販売促進費（ちらしやカタログ、ネット広告、展示会等出展費、試供品など）、展示陳列品・試作品、産業財産権費（ISOの取得経費や商標権等の知的財産権取得経費）、ホームページの作成委託費など。

- (5) 予備用のバッテリーやスペアパーツなど、機械設備等の付属品・周辺機器として用いる物品のうち、在庫に相当するもの。
- (6) 店舗・建物の新築、増築に関する費用。
- (7) 手数料（振込手数料も含む）、値引料・割引料、代行料など。
- (8) 消費税以外の租税公課（登録免許税、印紙税、取得税など）。
- (9) 法律で定められた点検・更新・保険・検査・確認などにかかる費用。
- (10) 分割払いで対象期間内に支払が完了しないもの。
- (11) リボ払いで支払うもの。
- (12) 小切手や手形などで支払ったもののうち、決済記録（当座勘定照合表などの記録）が確認できないもの。
- (13) 外国通貨や暗号資産（仮想通貨）など、邦貨以外で支払うもの（見積書や領収書等も、邦貨建て以外のは不可）。債権、債務の相殺によるもの。
- (14) クーポンやポイント、商品券、金券類で支払うもの。
- (15) フリマアプリやオークションサイト、クラウドファンディングなどを通じて支払うもの。
- (16) 一般価格や市場相場等と比べて著しく高額なもの。
- (17) 項目ごとにメーカー名や型番等の記載、金額の算定根拠が分かる見積書・請求書・領収書などのないもの。
- (18) 経営改善計画書の取組みとの関連性の低いもの。その他、区が対象外と判断したもの。

【申請・相談予約・問い合わせ窓口】

足立区産業経済部産業振興課ものづくり振興係

足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階

電話03(3880)5869

(土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで)

◇◇ よくある質問Q&A ◇◇

1 申請要件

Q1-1 本社（本店登記）は足立区外ですが、申請する経営改善計画は主に足立区内の事業所で実行します。この場合、申請できますか？

A1-1 申請できません。法人は足立区内に本店登記があることが要件になります。

Q1-2 本社（本店登記）は足立区内ですが、申請する経営改善計画は主に足立区外の事業所で実行します。この場合、申請できますか？

A1-2 申請できません。足立区内で経営改善計画を実行することが要件になります。個人事業者についても同様です。

Q1-3 NPO 法人や医療法人も申請できますか？

A1-3 申請できません。社会福祉法人、医療法人、特定非営利法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、組合、有限責任事業組合などは、中小企業基本法上の会社に該当しないと解されるため、当補助金の対象外となります。

Q1-4 個人経営の農家や農業法人は申請できますか？

A1-4 農業は中小企業基本法で定める「製造業、建設業、運輸業その他の業種」に該当します。そのため、人数要件（常時雇用する従業員数が30人以下であること）や対象経費（農機具やビニールハウス設備といった機械設備等であること）など、募集案内にある諸条件を満たす場合は、個人経営の農家や農業法人も申請できます。

Q1-5 不動産（店舗用建物）を所有しており、貸主の立場で店舗の改修を予定しています。店舗改修費補助の対象者に該当しますか？

A1-5 該当しません。店舗で実際に事業を営む事業者が対象者となります。

Q1-6 これまで1年以上、足立区内でラーメン店を運営していましたが、店を閉じて、同じく足立区内で今年からステーキ店を新規開店しました。足立区で継続して通算1年以上事業を営んでいますが、この場合、申請できますか？

A1-6 足立区で継続して通算1年以上営業していても、業種や扱う製品などを変更して営業を開始した時点から1年以上経っていないと申請できません。また、業種や扱う製品などを変更して営業を開始する目的で本補助金を申請することもできません。

Q1-7 半年前、区内の別の場所に2店舗目のお店を新規開店しました。新規店舗を実行場所にして、申請できますか？

A1-7 申請できません。足立区内で開設後1年以上経過している事業所および店舗で事業を実行する場合が対象となります。新規開店した店舗は開設後1年を経過した時点で、申請要件を満たします。

Q1-8 貸主の都合で現在の場所を退去することになりました。区内の別の場所で同一事業の経営を続けたいのですが、補助金の対象になりますか？

A1-8 原則、申請時点において、区内同一場所で継続して1年以上事業を営む必要がありますが、事情をお伺いします。事前にご相談ください。

Q1-9 アルコール類を提供し、従業員が顧客を接待する店舗を運営していますが、風俗営業に関する許可を取っていません。申請にあたっては、許可の取得が必要でしょうか？

A1-9 風俗営業に関する許可の要否は、所管の警察署にお問い合わせください。なお、要否にかかわらず顧客の射幸心をあおる計画や奢侈性が伴う事業については、補助金の趣旨に基づき計画内容を審査することになります。

Q1-10 前年度にこの補助金の交付を受けましたが、今年度も申請することは可能ですか？

A1-10 申請できません。前年度に本補助金の交付を受けていないことが要件となります。

Q1-11 足立区の新製品・新事業開発補助金に同一の事業計画で申請しました。この場合でも、小規模事業者等経営改善補助金に申請は可能ですか？

A1-11 新製品・新事業開発補助金の採択前であれば、経営改善計画書の作成相談を受けることはできます。ただし、同補助金に採択された場合、経営改善計画書の作成相談を受けていても本補助金を申請することはできません。

Q1-12 同一の事業計画で国の補助金の交付を受けました。今回、小規模事業者等経営改善補助金の申請をすることは可能ですか？

A1-12 同一の事業計画、補助対象経費での補助金の申請はできません。なお、異なる事業計画、補助対象経費での申請は可能です。

Q1-13 認定後に支払をしたものが対象ということですが、認定前に発注や契約をした物品（納入はされていない）は対象となりますか？

A1-13 対象となりません。区の認定後に契約（発注含む）・支払・納品が行われた物品が対象経費となります。

2 対象経費

Q2-1 区内事業者とは足立区内に営業所がある事業者のことでしょうか？

A2-1 区内調達の対象となる事業者は、足立区内に住所があり、足立区内で事業を営む事業者が該当します。ただし、経費対象となる物品・サービスの提供を生業として、継続的な経営実態・取引実績が確認できない場合、区内調達の対象となる事業者として認められません。これらを踏まえて事業者との取引をご検討ください。

Q2-2 クレジットカードや電子マネーでの支払いに対応するため、キャッシュレス決済端末を設置する予定です。対象経費に該当しますか？

A2-2 申請場所となる区内の店舗等で決済専用端末として使用する場合は、対象になります。

Q2-3 新貨幣に対応した機器の購入費用は対象経費に該当しますか？

A2-3 機械設備等購入費に該当します。ただし紙幣識別ユニットの交換のみを行うなど経営改善への効果が低い場合は対象外となります。キャッシュレス対応やセルフレジ機能の導入を行うなど利用者の利便性を向上する経営改善の取り組みを同時にご検討ください。

Q2-4 店舗改修にあたり、店舗デザインを相談できる場所はありますか。またこの費用は対象となりますか？

A2-4 建築士、店舗デザイナー、インテリアデザイナーなどの専門家にご相談ください。区でも建築士事務所協会の名簿などをご案内できます。なお、この店舗デザイン相談費も、本補助金の目的に適合する

場合は補助対象となります。

Q2-5 店舗の席数を増やすために増築工事を計画しています。店舗改修費補助コースの設計工事費の対象経費になりますか？

A2-5 店舗の新築工事費用、増築工事費用は店舗改修費補助コースの設計工事費の対象経費になりません。また、操業環境改善費補助コースの工場改修費、工場改修に伴う設備更新・導入費も同様に新築工事費用、増築工事費用は対象経費になりません。

Q2-6 エアコンの購入、修理に本補助金を活用できますか？

A2-6 製造工程に関わる工場や作業場に設置される業務用エアコン、店舗専用に設置されるエアコンなど、本補助金の目的に適合する場合は活用できます。ただし、従業員が休憩に使う部屋のエアコンなど、補助金の目的との適合性が弱い場合は対象外となります。

Q2-7 パン屋を経営していますが、パンを軽トラックに載せて販売する計画を立てようと考えています。この場合、キッチンカーに該当しますか？

A2-7 購入する車の図面やパンフレットを確認し、判断しますのでご連絡ください。なお、キッチンカーに該当すると判断した場合、営業許可書等を確認させていただきます。

Q2-8 機械設備を5年契約のリースで導入する予定です。リース料は対象経費になりますか？

A2-8 認定申請時においては見積書にある経費が対象となるため、機械装置等に係るリース料は、リース料のうち1年分を上限として補助対象経費として扱います。ただし、交付申請時においては支払い済の経費が対象となるため、交付申請後に支払う経費は対象となりません。

Q2-9 募集案内の対象経費にある機械設備等維持費は、何を対象としていますか？

A2-9 機械設備等の維持に必要な保証料、保険料、保守点検料などのランニングコスト（1年分を上限）が該当します。その他のランニングコストをお考えの方は、事前にご相談ください。

Q2-10 製品製造のための専用機械装置（ハード）を導入する予定です。機械を制御するソフトウェア（ソフト）に係る費用は対象になりますか？

A2-10 専門性の高い機械装置に付随するソフトウェア（ソフト）費用は、ハード・ソフトの合計費用のうち、ソフトの費用が概ね半額以下の場合は本補助金の対象となり得ます。なお、ハード・ソフトの合計費用のうち、ソフトの費用が半額を超える場合は、区の「IT・IoT 導入補助金」がありますのでご相談ください。

Q2-11 税込50万円以上の物品を現金分割払いで購入しました。対象経費になりますか？

A2-11 対象経費になりません。通帳や振込明細書、ATMや電子マネーの利用票など、金融機関や決済機関に支払記録が残っているものが対象となります。

Q2-12 経費の代金を小切手や手形で支払いしましたが、交付申請書の提出期限までに支払記録を提出できません。対象経費になりますか？

A2-12 対象経費になりません。交付申請書の提出期限までに支払記録（当座勘定照合表など）の提出が要件となります。

Q2-13 設備や機器は区内企業から購入しないと対象になりませんか？

A2-13 区外事業者からの購入も対象になりますが、区内事業者から購入した場合、補助金の交付額や補助割合が上がるほか、審査時の加点対象となります。

Q2-14 自社の取締役が足立区内の別法人で機械設備の販売事業を行っており、その企業から機械設備を購入することで自社工場の生産力を高めることを計画しています。その場合、機械設備の購入費用は対象経費となりますか？

A2-14 申請者の自己取引に該当するため、一切の費用が対象経費となりません。

Q2-15 車両を仕事で使っており、燃料費高騰対策として古いタイヤをエコタイヤ（低燃費タイヤ）に交換する予定です。エコタイヤは対象経費になりますか？

A2-15 国土交通省東京運輸支局の登録を受けている事業用車両（緑・黒ナンバー）に導入するエコタイヤ（社）日本自動車タイヤ協会などの第三者機関が定める低燃費タイヤ）は、経費対象となります。

Q2-16 個人で事業を行っていますが、申請書に記入する「営業利益」とは、確定申告書のどの部分にあたるでしょうか？

A2-16 売上－売上原価－経費＝営業利益になります。青色申告決算書（損益計算書）の「青色申告特別控除前の所得金額」や、収支内訳書の「所得金額」が、概ねそれにあたります。

3 審査

Q3-1 審査員は誰ですか？ また審査はどのように行いますか？

A3-1 審査員の詳細はお答えできません。審査員は中小企業診断士などで構成されます。審査は審査基準に照らし合わせて行い、一定基準を越える計画を認定します。

Q3-2 アイデアの保護（知財関連）はどうなっていますか？

A3-2 審査員全員に守秘義務を課しています。また、審査は非公開として行います。外部に漏洩することのない様、細心の注意を払っています。ご不安な場合は、申請にあたりご自身で法的保護を行ってください。

4 認定後

Q4-1 機械設備等購入費補助において、申請時の計画経費の見込額（認定額）がすべて区内調達で90万円でした。しかし、実際に支払った経費は見込額を上回ってしまい、100万円になってしまいました。補助金額はいくらになりますか？

A4-1 補助金の認定額は90万円の2/3の60万円となります。認定通知書に記載する補助金交付限度額（補助対象経費の見込額×2/3）が上限となるため、実際に支払った経費が見込額を上回っても、補助金交付候補者として決定された時の金額が上限となります。

Q4-2 実績報告書の提出は必須ですか？

A4-2 必ず提出してください。未提出の場合、補助金の返還請求することもありますのでお守りください。また、この時点で改めて経営改善計画の進捗にご心配なことがあれば、産業振興課ものづくり振興係に連絡いただき、経営相談をご利用ください。

記入例 (相談予約票)

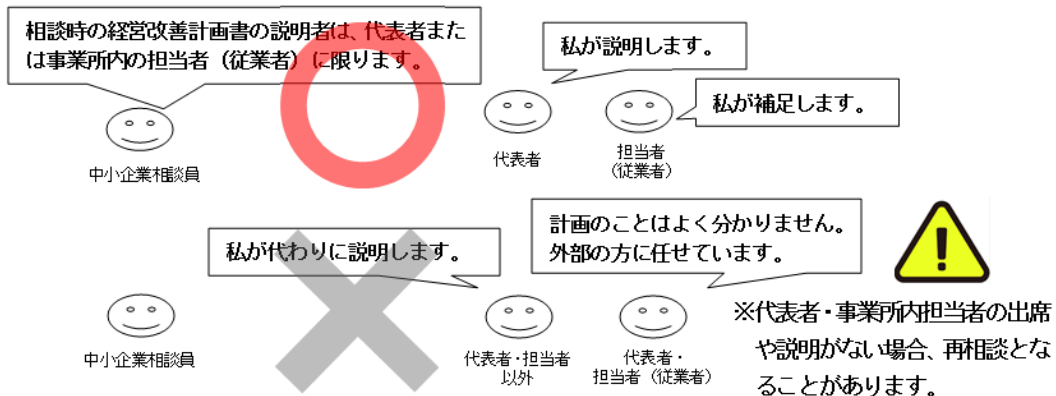
A 【相談予約票】

本予約票作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

計画書作成相談（申請書提出）をされる方は、それに先立ち、本相談予約票および、下書きをした申請書（経営改善計画書、確認書全5ページを可能な範囲で記入）を提出してください。内容確認後、1週間以内に折り返しご連絡差し上げます。

相談希望日時 ※時間は平日の午前10時、午後1時、午後2時30分の3枠となります。	第1希望	〇月〇〇日（〇） <input type="checkbox"/> 午前10時 <input type="checkbox"/> 午後1時 <input checked="" type="checkbox"/> 午後2時30分（いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> ）
	第2希望	〇月〇△日（△） <input type="checkbox"/> 午前10時 <input checked="" type="checkbox"/> 午後1時 <input type="checkbox"/> 午後2時30分（いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> ）
	第3希望	〇月〇□日（□） <input checked="" type="checkbox"/> 午前10時 <input type="checkbox"/> 午後1時 <input type="checkbox"/> 午後2時30分（いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> ）
会社名・屋号（フリガナ）	株式会社〇〇（カブシキガイシャ〇〇）	
事業所住所（機械設備等設置・店舗改修の場所）	足立区〇〇1-2-3	
代表者氏名（フリガナ）	足立 〇〇（アダチ 〇〇）	
担当者役職・氏名（フリガナ） ※担当者は従業者に限ります。	工場長 梅島 〇〇（ウメジマ 〇〇）	
電話番号 ※日中連絡が取れる会社や担当者の番号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
e_mail	〇〇@〇〇.〇〇〇.jp	
提出物のチェック ※要確認 <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 本相談予約票 <input checked="" type="checkbox"/> 下書きをした申請書（計画書及び確認書全5ページ）	

注：相談の際は代表者もしくは担当者（従業者）が出席し、計画内容を説明願います。代表者・担当者の出席や説明がない場合は、再相談となることがあります。



提出先	足立区産業経済部産業振興課ものづくり振興係 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館4階 FAX 03-3880-5605
提出方法	足立区ホームページ（以下URL）、郵送、FAX、のいずれか https://www.city.adachi.tokyo.jp/s-shinko/shigoto/chushokigyoyushi-monzukuri.html

4. 事業の現状

現在の生産活動や製品・サービスの取引先がわかるように記載すること

(1) 現在の事業概要

当社は金属溶接の事業所で、従業員は5名である。鉄、アルミ、ステンレスをはじめ、あらゆる素材の溶接を行うことができ、技術力も高く評価されている。そのため日本全国から問い合わせがある。現在、専用設備を活用して工場での溶接加工を中心に事業を展開している。

(2) 会社の強み（良いところ）

- ・日本全国から注文が来ている。
- ・0.5mm～50mm までの幅広い金属の溶接のほか、塗装も可能である。
- ・技術力のある若い社員がいる。

(3) 会社の弱み（不足するところ）

- ・下請けの仕事がほとんどである。
- ・人員が少ないので、仕事を断ることがある。
- ・同業他社とサービス面で差別化ができていない。

5. 経営改善計画の内容

(1) 現状の問題点（生産効率が悪い、集客力が弱いなど）

下請けの仕事が多いため、収益性が極めて低い。
社員が3名しかいないため、注文に迅速に対応できないことが多い。
スキルの高い社員はいるものの他の会社と差別化できるサービスがない。
出張施工サービスを一部行っているが、機器をレンタルするため、事業活動を柔軟に行うことができない。

(2) 実際に行うこと（新型機械の導入、店のレイアウト変更など）

- ①出張用に溶接機を購入し、ビル管理会社など収益性の高い顧客分野への参入を図る。また毎月、溶接機の保守点検を行うことで、故障リスクを低減させる。
- ②出張施工事業の施工実績をHPでカテゴリー別に分かりやすく掲載し、出張施工サービスの認知度を高める。
- ③出張施工件数を増やすために現場経験のあるアルバイトを1名雇用するとともに、社内全体の技術のさらなるスキルアップを図る。
- ④塗装機のリースを更新し、塗装作業のレベル維持を図る。

(3) 目標（生産増、集客増など）

現在、当社では月に数件、出張施工サービスを行っているが、最近はビルメンテナンスの一環として出張施工をしてほしいとの要望が増えている。そこで、若手社員を中心に主にビル管理会社などを対象に出張施工サービスの拡充を図る。そのために出張用溶接機を購入した上で、現在行っている工場での施工に加えて出張施工事業を拡大し、2本柱での事業展開を図り、収益増を目指す。[2年後の売上高 14,500 千円 (45%増)、営業利益 1,245 千円 (55.6%増)]

6. 取組み事項と実施スケジュール

取組み事項と現状・目標効果・実施スケジュールを、次の表にご記入ください。

● 生産（取組み：（例）新製品の開発、製造方法の変更、品質・コスト・納期の管理、増産など）

※店舗改修の場合は生産面の取組み欄に改修内容を記載

● 販売（取組み：（例）新製品の開発、提供サービスの変更、営業活動・広告）

● 組織（運営）（取組み：（例）社員の育成、組織の活性化策、パート従業員

目標・効果は、課題の改善につながる内容であること。抽象的ではなく、極力数値化して表すこと。

経営改善に繋がる取組み（活動）を具体的に記載すること。

		現状	目標・効果	担当	実施スケジュール			
					1期目		2期目	
					前期 6ヶ月	後期 6ヶ月	前期 6ヶ月	後期 6ヶ月
生産	(1) 出張用溶接機の導入・保守点検と塗装機のリース更新	現在の溶接機はレンタルのため利用時間に制限があり、柔軟な対応ができない	利用時間の制約や機械故障のリスクを低減させ、柔軟な対応ができるようにする	社長		→		
	(2) 工期計画書の作成	工期管理をしていないので、急な依頼に対応できない	急な依頼に迅速対応することで、工場稼働率を5%向上させる	工場長				→
販売	(1) 施工物件のアフターフォロー	顧客からの連絡があれば対応している	施工物件の定期的な状況確認を行い、顧客との関係を強化する	工場長				→
	(2) HP（ホームページ）改訂による出張施工サービスの訴求	5年前に作成したもので、出張施工に関する情報がない	受注月5件（1件5万円）を目指す	工場長				→
組織（運営）	(1) アルバイト1名の雇用	人員不足により、生産・販売の現場業務に遅れが出ている	2年をかけて教育訓練を行い、1人で対応できる人材を育成する	社長	→			
	(2) 経営に関する知識・ノウハウの習得	経営に関する体系的な知識が不足している	半期ごとに区の相談員やマッチングクリエイターの経営相談を受け、経営力の向上を図る	社長		→		→

7. 財務目標（※決算期で記入）（単位：千円）

	実績	計画	
	(直近期末) 令和7年8月	(1期後) 令和8年8月	(2期後) 令和9年8月
(A) 売上高	10,000	14,500	14,500
(B) 売上原価	7,000	9,425	9,425
売上総利益 (A-B)	3,000	5,075	5,075
(C) 販売管理費	2,200	3,796	3,830
営業利益 (A-B-C)	800	1,279	1,245
(B) (C) 内の減価償却費	400	446	680

※営業利益(個人事業主)について、青色申告における青色申告決算書(損益計算書)の「青色申告特別控除前の所得金額」、白色申告における収支内訳書の「所得金額」が概ねそれにあたります。

※営業外収益(補助金、雑収入など)は、(A)(B)(C)から除いてください。

金融機関等からの借入金額	5,820
借入返済額(月返済額×12か月)	360

減価償却費は損益計算書の該当項目から転記して増減を記入する。

8. 財務目標の根拠

- (A) 売上高の算出根拠
HP改訂による受注増 50千円×5件×12か月=3,000千円
展示会を通じた受注増 50千円×30件=1,500千円
- (B) 売上原価の算出根拠
工事計画の徹底により、原価率5%削減(70%→65%)
- (C) 販売管理費、減価償却費の算出根拠
人件費 100千円×12か月=+1,200千円
設備・機械の減価償却費 1,400千円÷5年=+280千円 1期後は2か月分の2÷12×280千円=46千円、2期後は+280千円
HP改訂費用+350千円

借入金額は直近期末の残高
借入返済額は直近の月額(元本+利子)×12

根拠が明確となるよう数値を書き込み、財務目標に反映させること。

※2期後は消耗品費等の削減(-200千円)を見込む

9. 資金計画書

【経費区分】

経費区分ごとに、調達先、経費内容、見積金額を記入してください。

①機械設備等購入費 ②機械設備等リース料 ③機械設備等設置工事費 ④機械設備等修理費・改造費
⑤機械設備等維持費 ⑥設計工事費 ⑦店舗デザイン相談費

※機械設備等購入費補助の申請は①～⑤のみ選択ください。

※②⑤は1年分を上限金額として見積金額を記入してください。

No.	経費区分	調達先	経費内容	見積金額 (消費税込)
A	①	区内・区外	出張用溶接機の購入	1,400,000円
B	②	区内・区外	塗装機のリース更新(1年分)	150,000円
C	③	区内・区外	溶接機の設置工事費	100,000円
D	⑤	区内・区外	溶接機の保守点検料(1年分)	75,000円
E		区内・区外		, 円
(ア) 合計額				1,725,000円
区内調達金額				1,400,000円
区外調達金額				325,000円

(イ) 区内調達が50%以上⇒合計額の2/3 [(ア) × 2/3] (千円未満切捨)	1,150,000円
(イ) 区内調達が50%未満⇒合計額の1/2 [(ア) × 1/2] (千円未満切捨)	, 円

【補助金交付希望額】

(イ) < 5万円	⇒ 申請対象外	1,150,000 円
区内調達が50%以上	⇒ 5万円 ≤ (イ) ≤ 250万円 ⇒ (イ)	
区内調達が50%未満	⇒ 5万円 ≤ (イ) ≤ 150万円 ⇒ (イ)	
区内調達が50%以上	⇒ 250万円 < (イ) ⇒ 250万円	
区内調達が50%未満	⇒ 150万円 < (イ) ⇒ 150万円	

※この経営改善計画書は認定基準に基づいて採点され、一定基準以上の評価を受けた場合は認定となり、基準を満たさない場合は不認定となります。

※区内企業に経費を支払う場合、審査の際に加点の対象となります。

※審査の結果、交付決定額が希望額を下回る場合があります。

10. 過去の交付状況

交付の有無	「有」の場合 過去の計画と相違する取組み
有・無	これまでは、当社工場内の溶接作業に用いるための機械を導入した。今回は作業現場で用いる出張用溶接機を導入し、経営力向上を図る。

4. 事業の現状

改修する店舗の稼働状況や席数が定量的にわかるように記載すること

(1) 現在の事業概要

創業40年の中華料理店(営業時間:11時~14時、18時~22時、定休日:木曜日、月の稼働日:25日)であり、従業員は3名で営業している。席数はテーブル席:4席、カウンター席:6席、19時~20時がピークタイムである。

駅から遠い場所にあるため、客層は地元の住民が多い。一押しは味噌ラーメンと自家製チャーシューである。店舗は親の代からのものでかなり古くなってきている。

(2) 会社の強み(良いところ)

- ・メニューが30種と多く、多様な顧客に対応できるため、家族連れの固定客が多い。
- ・値段が駅の近く中華料理店に比べて安い。
- ・店主が調理の仕事を30年行っており、顧客の好みに応じた対応ができる。

(3) 会社の弱み(不足するところ)

- ・店が古く狭い。
- ・近隣にラーメン店が増えてきており、お客が減ってきている。
- ・従業員が家族のみのため、安定した店舗経営ができない。

5. 経営改善計画の内容

(1) 現状の問題点(生産効率が悪い、集客力が弱いなど)

- ①壁、いす、テーブルなどが老朽化しており、時代遅れの店舗イメージとなっている。
- ②トイレに段差があり、使いにくいと言われることが多い。
- ③駅から遠いので地元の住民が顧客の中心であり、新規顧客を増やせていない。
- ④家族経営のため、誰かが病気等になると休業になる場合がある。

(2) 実際に行うこと(新型機械の導入、店のレイアウト変更など)

- ①いす、テーブルを購入し、清潔感あふれる店づくりを進める。
- ②新式の厨房機器をリースで導入し、より短時間で顧客の好みに対応した料理を提供する。
- ③店を改修し、店内を今より広くして明るいイメージの店にする。また、段差があり使いにくかったトイレも段差をなくし、使いやすくする。
- ④ホームページやチラシ等を作成して売りの味噌ラーメンと自家製チャーシューと栄養バランスを重視したメニューをPRして、新規のお客を増やす。
- ⑤目玉となるセットメニューを開発する。
- ⑥アルバイトを1名雇用し、店舗運営を安定させる。

(3) 目標(生産増、集客増など)

新規メニュー開発及びサイドメニューと組み合わせたセットメニューを設けることで、平均単価を1割増やし、2年目にはお客様を今より1日10人増やす。また、栄養バランスを重視したメニューを増やし、女性客の来店を増やす。アルバイトを雇用し、安定した店舗運営を行う。

6. 取組み事項と実施スケジュール

取組み事項と現状・目標効果・実施スケジュールを、次の表にご記入ください。

● 生産（取組み：（例）新製品の開発、製造方法の変更、品質・コスト・納期の管理、増産など）

※店舗改修の場合は生産面の取組み欄に改修内容を記載

● 販売（取組み：（例）新製品の開発、提供サービスの変更、営業活動・広告

● 組織（運営）（取組み：（例）社員の育成、組織の活性化策、パート従業員

目標・効果は、課題の改善につながる内容であること。抽象的ではなく、極力数値化して表すこと。

経営改善に繋がる取組み（活動） を具体的に記載すること。		現状	目標・効果	担当	実施スケジュール			
					1期目		2期目	
					前期 6ヶ月	後期 6ヶ月	前期 6ヶ月	後期 6ヶ月
生産	(1) 新たないす、テーブルの導入	いす・テーブルが老朽化し、シミや汚れが目立つ	新品のいす、テーブルを導入することで、清潔感アップを目指す。	店長	→			
	(2) 店舗、トイレの改修	店舗は古く、トイレには段差があり、使いにくい	店舗を明るいイメージにしてトイレも使いやすくする。	店長	→			
販売	(1) セットメニューの開発	単品メニューのみで、売上が伸びない	平均単価を10%増やす	店長	→	→		
	(2) 店のアットホーム感を訴求するホームページを作成する	広告宣伝を行っていないが、コンサルタントとホームページの構成案を検討している	並行してSNSでの情報発信を行い、来店数を2年で1日10人増やす	店長			→	
組織（運営）	(1) アルバイトを雇用する	家族の1人が病気になると運営できない	店舗運営を安定させるとともに、余裕のある時間帯はチラシ配布等営業活動を強化する	店長	→			
	(2) 栄養学の資格を取る	栄養バランスを重視したメニューがない 調理師試験の勉強を続けている	女性を中心とした新規客を取り込むための栄養バランスを重視したメニューを開発する	妻		→		

7. 財務目標（※決算期で記入）（単位：千円）

	実績	計画	
	(直近期末) 7年12月	(1期後) 8年12月	(2期後) 9年12月
(A) 売上高	15,000	18,150	19,800
(B) 売上原価	4,500	5,445	5,940
売上総利益 (A-B)	10,500	12,705	13,860
(C) 販売管理費	8,000	9,270	9,840
営業利益 (A-B-C)	2,500	3,435	4,020
(B)(C)内の減価償却費	160	430	700
金融機関等からの借入金額	1,000		
借入返済額(月返済額×12か月)	480		

※営業利益(個人事業主)について、青色申告における青色申告決算書(損益計算書)の「青色申告特別控除前の所得金額」、白色申告における収支内訳書の「所得金額」が概ねそれにあたります。

※営業外収益(補助金、雑収入など)は、(A)(B)(C)から除いてください。

8. 財務目標の根拠

(A) 売上高の算出根拠	セットメニューによる客単価アップ、HP集客による客数アップによって以下を実現する
現状	1,000円×50人×25日×12か月=15,000千円
1年目	1,100円×55人×25日×12か月=18,150千円 1年目は令和8年6月～12月(半年分)の効果を見込
2年目	1,100円×60人×25日×12か月=19,800千円
(B) 売上原価の算出根拠	
原価率は同基準	30%
(C) 販売管理費、減価償却費の算出根拠	アルバイト雇用に伴う人件費 +1,000千円
設備・改装費の減価償却費	2,700千円÷5年=+540千円 1期後は半年分の6÷12×540千円=270千円、2期後は+540千円
HP制作費	2期後に+300千円

9. 資金計画書

【経費区分】

経費区分ごとに、調達先、経費内容、見積金額を記入してください。

①機械設備等購入費 ②機械設備等リース料 ③機械設備等設置工事費 ④機械設備等修理費・改造費
⑤機械設備等維持費 ⑥設計工事費 ⑦店舗デザイン相談費

※機械設備等購入費補助の申請は①～⑤のみ選択ください。

※②⑤は1年分を上限金額として見積金額を記入してください。

No.	経費区分	調達先	経費内容	見積金額（消費税込）
A	①	区内・区外	いす、テーブルの購入	200,000円
B	②	区内・区外	大型冷蔵庫のリース費用（1年分）	180,600円
C	⑥	区内・区外	店舗の設計工事費	2,500,000円
D	⑦	区内・区外	店舗のデザイン相談費	200,000円
E		区内・区外		, 円
(ア) 合計額				3,080,600円
区内調達金額				380,600円
区外調達金額				2,700,000円

(イ) 区内調達が50%以上⇒合計額の2/3 [(ア) × 2/3] (千円未満切捨)	, 円
(イ) 区内調達が50%未満⇒合計額の1/2 [(ア) × 1/2] (千円未満切捨)	1,540,000円

【補助金交付希望額】

(イ) < 5万円 ⇒ 申請対象外	1,500,000 円
区内調達が50%以上 ⇒ 5万円 ≤ (イ) ≤ 250万円 ⇒ (イ)	
区内調達が50%未満 ⇒ 5万円 ≤ (イ) ≤ 150万円 ⇒ (イ)	
区内調達が50%以上 ⇒ 250万円 < (イ) ⇒ 250万円	
区内調達が50%未満 ⇒ 150万円 < (イ) ⇒ 150万円	

※この経営改善計画書は認定基準に基づいて採点され、一定基準以上の評価を受けた場合は認定となり、基準を満たさない場合は不認定となります。

※区内企業に経費を支払う場合、審査の際に加点の対象となります。

※審査の結果、交付決定額が希望額を下回る場合があります。

10. 過去の交付状況

交付の有無	「有」の場合 過去の計画と相違する取組み
有・無	今回は新たに店舗やトイレの改修にも着手し、メニュー開発や宣伝広告、人材育成に積極的に取り組むことで、経営力の向上を目指す。

記入例 (操業環境改善費補助)

(提出先) 足立区長

申請日	令和 8 年 〇月 〇日
屋号又は会社名	株式会社〇△金属工業
登記上の役職名 (法人のみ記入)	代表取締役
氏名 (個人事業主名又は代表取締役名)	足立 ●●
個人事業主の住民票住所・ 法人の本店登記住所	〒123-4567 東京都足立区〇〇3-4-5
事業所住所	〒123-4567 東京都足立区〇〇3-4-5
機械設備等設置・保管の場 所 (上記と異なる場合記入)	〒 -

令和 8 年度足立区小規模事業者等経営改善補助金申請書 【 経 営 改 善 計 画 書 】 コース名 操業環境改善費補助

1. 企業概要

設立	昭和35年 4月			
役員・従業員数	合計 10名 [役員 2名、正社員 5名、アルバイト等 3名] ※個人事業主の場合、代表者とその家族は役員欄に記入			
業種	1. 製造業 (金属プレス加工) 2. 機械等修理業 () (日本標準産業分類 中分類参照のこと)			
直近の売上	60,000,000円 (直近決算時) ※直近決算期 令和8年 3月			
製品・取引先	主要製品 (割合)		主要取引先 (割合)	
	暖房設備部品 (90%)		〇〇株式会社 (40%)	
	自動車関連部品 (10%)		株式会社▲▲ (20%)	
	() (%)		有限会社□□ (10%)	
株主等一覧 ※出資比率の高いものから記載	株主名又は出資者名	所在地	大企業に 該当は○	出資比率
	足立 ●●	東京都足立区〇〇3-4-5		35%
	足立 ◎◎	東京都足立区□□4-5-6		20%
	足立 △△	東京都足立区□□4-5-6		15%
ほか (4) 者				
主要保有設備	○×社製プレス機 2台 〇〇社製溶接機 1台 ▲▲社製プレス機 1台 セットプレス機 2台			
自社技術の特徴	繊細な大型エアコンの暖房部品だが、プレス加工と職人の技術で、欠陥品がほとんどない良質な商品を製造できる			
電話番号	03-****-****			

e-mail	***@***.ne.jp		
FAX 番号	03-****-****		
助成対象事業名	<input checked="" type="checkbox"/> 防音対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 防振対策に係る事業 <input type="checkbox"/> 防臭対策に係る事業 <input type="checkbox"/> その他 ()		
現工場の概要	住所	〒123-4567 東京都足立区〇〇3-4-5	
	所有区分	土地： <input checked="" type="checkbox"/> 自己所有地 <input type="checkbox"/> 借地 建物： <input checked="" type="checkbox"/> 自社所有 <input type="checkbox"/> 賃借	
	用途地域	準工業地域	
	敷地面積	〇〇〇㎡	建築面積 〇〇〇㎡
	延べ床面積	(うち生産施設面積 〇〇㎡)	建物の構造 鉄骨造 3階建
事業内容	金属加工（自動車部品など）		
申請にあたり、区相談員を除く第三者から支援を受け、対価として支援料を支払った場合（予定も含む）は、相手方の名称と金額を記載してください。 ※支援を受けること自体は問題ありません。 ※該当者がいない場合は空欄。		支援をした第三者の名称	(株)△△コンサルティング 担当：〇〇
		支援料の金額	〇〇〇円

(補助金受給者の名称・事業名を公表する場合があります。)

2. 担当者

担当者役職・氏名	代表取締役 足立 ●●●
電話番号	03-****-****
e-mail	***@***.ne.jp

3. 計画のテーマ：35文字以内

騒音を大幅に抑制し、夜間操業をすることで受注増を目指す

4. 計画期間（申請する年の4月以降の時点から2年間を設定）

令和 8年10月 ～令和10年 9月

5. 事業の現状

(1) 現在の事業概要

当社は主に大型エアコンの暖房部品を取り扱う製造業者である。製造に関しては、すべて社内で一貫して製造する体制をとっている。これまでは暖房部品を主力商品としていたが、それだけでは得意先の営業状況の煽りを受けてしまうことが懸念されるので、社内で話し合った結果、3年前から自動車関連部品の製造も始めた。現在、自動車関連部品が売上の10%を占めるようになってきている。当社は役員2名、従業員8名、社長を含め10名おり、金属プレス加工に精通した勤続年数の長い社員が3名、若手社員が2名（うち1名はデザインの知識がある）、製品の検品を行うパート社員が3名在籍している。

(2) 会社の強み（良いところ）

- ・デザインを学んだ社員が提案営業をし、熟練の職人が連携することで、試作から開発提案まで社内で一貫して行うことができる。
- ・当会社には改善委員会があり、チャレンジ精神を養う土壌がある。（これまで8アイテムを開発）

(3) 会社の弱み（不足するところ）

- ・日中の9時から17時までしか機械を稼働できない。
- ・生産能力を超える大量の注文は断っている。
- ・大型エアコンの暖房部品に依存していたため、営業活動が停滞してしまっていた。

6. 経営改善計画の内容

(1) 現状の問題点（機械の操業音のため夜間の操業ができないなど）

プレス機の操業音が大きいのが、工場が防音に対応していない建物であるため、近隣に音が漏れ、どうにかならないかという苦情が多い。現状のままだと近隣の不満を解消できない。また、夜間操業により量産体制を整えたいが、現状では難しい。

現在は主に大型エアコンの暖房部品を受注しているが、昨年からは〇〇企業のエアコン部品の大規模受注について相談を受けているが、夜間操業による量産体制が整っていないため、請け負えない。

(2) 実際に行うこと（防音工事の実施、排気設備設置工事の実施など）

工場の壁の防音工事を実施する。外に漏れる音が環境基準に適合した大きさになるようにする。

(3) 目標（生産増、臭いの低減による作業効率のアップなど）

夜間操業を可能にし、今まで断っていた仕事を受けられるようにする。まずは直近に相談を受けている〇〇企業のエアコン部品の製作に取り掛かり、昼夜操業することで〇〇企業の依頼に応える。また、現在1割程度にとどまっている自動車関連部品の売上を3割まで伸ばす。

7. 取組み事項と実施スケジュール

取組み事項と現状・目標・実施スケジュールを、次の表にご記入ください。

※改修内容の記入は必須です。生産面と環境面から取組み事項をご検討ください。

取組み	現状	目標・効果	担当	実施スケジュール			
				1期目		2期目	
				前期 6ヶ月	後期 6ヶ月	前期 6ヶ月	後期 6ヶ月
(1) 工場の防音工事	操業音が筒抜けで、近隣から苦情がある	操業音が外に漏れないようにする	社長	→	→		
(2) 夜間製造体制を整える	機械の操業音が外に筒抜けで、近隣から苦情がある	〇〇企業の発注に对应、年間5,000千円の受注を増やす	社長	→	→		
(3) 大量生産が可能であることを宣伝し、契約先を増やす	小ロットでの製造しか受けていない	暖房機製造会社に自社製品の売り込みを行う。売上1,000千円増を目指す	営業担当			→	→
(4) 外回りの時間を大幅アップし、新規契約を獲得する	営業担当者が新規顧客を訪問する時間がない	既存顧客の自動車会社に提案をかけ、自動車関連部品の受注を1,000千円伸ばす	営業担当			→	→
(5) 機械要素技術展に出展	近年展示会に出展していない	10件×1,000千円の受注を目標にする	社長				→
当該事業にかかるスケジュール等	工事着手予定日	令和8年10月1日					
	工事完了予定日	令和8年11月15日					
	支払完了予定日	令和8年12月15日					

8. 財務目標（※決算期で記入）（単位：千円）

	実績 (直近期末) 8年3月	計画	
		(1期後) 9年3月	(2期後) 10年3月
(A) 売上高	60,000	65,000	77,000
(B) 売上原価	45,000	46,800	55,440
売上総利益 (A-B)	15,000	18,200	21,560
(C) 販売管理費	12,000	14,800	14,800
営業利益 (A-B-C)	3,000	3,400	6,760
(B)(C)内の減価償却費	200	533	1,200

※営業利益（個人事業主）について、青色申告における青色申告決算書（損益計算書）の「青色申告特別控除前の所得金額」、白色申告における収支内訳書の「所得金額」が概ねそれにあたります。
 ※営業外収益（補助金、雑収入など）は、(A) (B) (C) から除いてください。

金融機関等からの借入金額	7,200
借入返済額(月返済額×12か月)	1,440

9. 財務目標の根拠

(A) 売上高の算出根拠

実績 平均日商 200千円×300日/年=60,000千円
 1年目 夜間製造体制整備に伴う売上増+5,000千円
 2年目 外回りや展示会を通じた受注増+12,000千円

(B) 売上原価の算出根拠

防音工事に伴う減価償却費（+1000千円 1期目は4か月分）は売上原価（製造原価）に算入する。
 それに加えて、防音工事による生産性向上によって、原価率を実績値75%から3%減の72%へ改善する。

(C) 販売管理費、減価償却費の算出根拠

実績 12,000千円 人件費（+2,000千円）、広告宣伝費（+800千円）の増加を見込む。

10.【経費区分】

下記の経費区分ごとに、調達先、経費内容、見積金額を記入してください。

- | |
|-------------------|
| ①工場改修費 |
| ②工場改修に伴う設備更新費・導入費 |

予定投資額	経費区分	調達先	経費内容	見積金額 (消費税込)
	①	区内・区外	防音工事	8,250,000円
		区内・区外		, 円
		区内・区外		, 円
(ア) 合計額				8,250,000円
(イ) 合計額の1/2 [(ア) × 1/2] (千円未満切捨)				4,125,000円
資金計画	自己資金			4,250,000円
	借入金			1,500,000円
	(イ) 小規模事業者等経営改善補助金申請額			2,500,000円
	その他			, 円
	(ア) 合計額			8,250,000円

※今回の申請後、補助金支払い手続きの際に金融機関等の支払記録の提出がない場合、補助金が認められないことがあります。

【補助金交付希望額】

(イ) < 40万円	⇒ 申請対象外	2,500,000 円
40万円 ≤ (イ) ≤ 250万円	⇒ (イ)	
250万円 < (イ)	⇒ 250万円	

※この経営改善計画書は認定基準に基づいて採点され、一定基準以上の評価を受けた場合は認定となり、基準を満たさない場合は不認定となります。

※区内企業に経費を支払う場合、審査の際に加点の対象となります。

※審査の結果、交付決定額が希望額を下回る場合があります。

11.過去の交付状況

交付の有無	「有」の場合 過去の計画と相違する取り組み
有・無	前回は工場の“防震”がテーマだったのに対し、今回は“防音”がテーマとなっている。また今回、機械要素技術展への出展を新たな販売戦略として策定して、売上拡大を目指す。